

# 東京都税制調査会設置要綱

平成12年5月24日  
12主税税第46号  
知 事 決 定

## (設置目的)

第1 地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方等に関する事項を検討するため、東京都税制調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2 調査会は、知事の諮問に応じ、以下の事項を検討し、提言する。

- (1) 地方税制度の改善に関すること。
- (2) 国と地方の税源配分に関すること。
- (3) その他これらの事項に関連する租税制度の改善に関すること。

## (委員及び特別委員)

第3 調査会は、委員19人程度、特別委員6人程度をもって構成する。

- 2 委員は学識経験を有する者のうちから、特別委員は都議会議員の職にある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員及び特別委員(以下「委員等」という。)の任期は、3年とする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4 調査会に、会長及び副会長を置き、委員等の互選により選任する。

- 2 会長は、調査会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (招集)

第5 調査会は、会長が招集する。

## (小委員会)

第6 調査会に、委員により組織される小委員会を置く。

- 2 小委員会は、調査会の付託を受け、第2に定める所掌事項について検討を行うとともに、これに必要な調査研究を行う。
- 3 小委員会に属すべき委員は、調査会に属する委員のうちから会長が指名する。

## (分科会)

第7 小委員会に、分科会を置く。

- 2 分科会は、小委員会の付託を受けて、その部門に属する事項を研究する。
- 3 分科会に属すべき委員は、小委員会に属する委員のうちから小委員長が指名する。

## (意見の聴取)

第8 会長は、必要があるときは、委員等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第9 調査会に、幹事を置く。

2 幹事は、調査会の所掌事務について、委員等を補佐する。

3 幹事は、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

(庶務)

第10 調査会の庶務は、主税局において処理する。

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年7月31日までの間は、

別表中「 

福祉保健局長
--------

 」とあるのは「 

福祉局長
健康局長

 」とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

別表(第9関係)

幹事	東京都技監	都市整備局長
	知事本局長	環境局長
	総務局長	福祉保健局長
	財務局長	産業労働局長
	主税局長	建設局長
	生活文化局長	港湾局長
	スポーツ振興局長	会計管理局長